

苫小牧市中学進学祝い制服等購入助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中学校に進学する児童（以下、「児童」という）のいる子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、学校用衣料品及び進学時に要する物品（以下「制服等」という。）の購入費用の一部を助成するために、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。
- (2) 助成券 市が発行し、対象者に交付する制服等の購入に充てることができる券をいう。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童が入学する前年の年度（以下、「基準年度」という）の10月1日から翌年度の中学校入学式の日までに、苫小牧市内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住所をいう。以下同じ。）を有し、中学校に入学する児童。ただし、転出予定又は居住実態がないと認められる場合は、対象外とする。
- (2) 前号の期間に苫小牧市内に住所がなく、苫小牧市に居住実態があり、基準年度の翌年度に中学校へ入学する児童。

(助成の内容)

第4条 助成の額は、児童1人につき1万5千円を限度とする。

2 市長は、前条に定める対象者に対し助成券を交付する。ただし、基準年度の3月1日以降に転入した児童又は助成券を利用できない場合で市長が必要と認めるときは、制服等の購入費用に係る補助金を交付することができる。

3 助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成券の交付)

第5条 助成券の額面は、11,000円券及び4,000円券の2枚とする。

- 2 助成券の有効期間は、交付された年度の3月31日までとする。
- 3 助成券の交付は、児童1人につき1回とし、再交付は行わない。

(助成券の利用方法)

第6条 助成券は、中学校の制服等の販売を取り扱う業者であって、当該中学校が指定する業者（以下「取扱業者」という。）の店舗で制服等を購入する際に、対象者及びその保護者が利用することができる。

- 2 制服等の購入金額が助成券の額面を下回る場合は、その差額を払戻ししないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、児童1人につき1万5千円又は購入金額のいずれか低い方とし、補助対象経費は制服等の購入に要する経費とする。

- 2 取扱業者に対しては、前項に規定する額に加え、助成券1枚につき100円の事務手数料を交付する。

(助成の制限)

第8条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成を留保し、又は助成しないものとする。

- (1) 対象者が中学校に入学することが明らかでないとき。
 - (2) 対象者の居住の実態又は所在が明らかでないとき。
 - (3) その他の理由で助成することが適当でないと認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成を留保した場合において、助成することが適当であると認めたときは、対象者に対し、速やかに助成券又は補助金を交付するものとする。

(取扱業者の登録)

第9条 取扱業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、苫小牧市中学進学祝い制服等購入助成事業取扱業者登録・変更・解除届(様式第1号)を市長に届出るものとする。

- (1) 助成券の取扱いを開始する場合。
 - (2) 取扱店舗の名称や取扱品目が変更となる場合。
 - (3) 助成券の取扱いを中止又は廃業する場合。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、苫小牧市中学進学祝い制服等購入助成事業取扱業者登録・変更・解除決定通知（様式第2号）により取扱業者へ通知するものとする。

（補助金の交付申請及び請求）

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ定められた様式に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 取扱業者 苫小牧市中学進学祝い制服等購入助成事業補助金申請書兼請求書（様式第3号）を、原則、児童が入学する年度の4月10日（当日が土日祝の場合は翌営業日）までに提出すること。
 - (2) 対象者 制服等購入後、苫小牧市中学進学祝い制服等購入助成事業補助金交付申請書兼請求書兼実績報告書（償還払）（様式第4号）を、原則、児童が入学する年度の4月20日（当日が土日祝の場合は翌営業日）までに提出すること。
- 2 市長は、前項の申請を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、苫小牧市中学進学祝い制服等購入助成事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助金の交付申請をした者へ通知する。

（補助金の交付の時期等）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をした場合は、助成券の利用日又は補助金の交付申請に係る制服等の購入日が属する年度の予算の範囲内で、決定通知書を送付した日から1か月以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
 - (2) 法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- 2 市長は前項の規定に基づき、補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、苫小牧市中学進学祝い制服等購入助成事業補助金交付決定取消書（様式第6号）により、

補助金の交付決定を受けた者に通知する。

(助成券及び補助金の返還)

第13条 市長は、助成券の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消の部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、苫小牧市中学進学祝い制服等購入助成事業補助金返還命令書（様式第7号）により、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(違約延滞金)

第14条 補助金の交付を受けた者は、前条第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、やむを得ない事情があると市長が認める場合を除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を納付しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助金の交付を受けた者は、助成券その他市長が指定する書類を市長に提出しなければならない。

2 市長が必要ないと認める場合は、第10条の規定による当該補助金の申請をもって実績報告の提出があったものとみなす。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 4 日から施行し、令和 6 年 9 月 2 0 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 2 5 日から施行する。